



「柔軟なシフト対応ができるようになった。」と話す多田代表

制度導入後は、子どもの急な変化は

株式会社ひとつぶのうたは、カフェや宿泊業、地域食堂など多様な事業を展開する中で、スタッフの多くが子育て世代であることから、仕事と家庭の両立を支援する必要性を強く感じていました。多田祐子代表取締役は、自身も子育てと仕事の両立に苦労した経験があり、「自分たちが働きたい職場をつくりたい」という思いから、島根県の「子育てしやすい職場づくり奨励金」を活用し、時間単位の年次有給休暇制度を導入しました。

「制度活用のきっかけは」

時間単位の有給休暇で実現する、柔軟な働き方

島根県では、子育てや介護と仕事を両立しやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすため、「時間単位の年次有給休暇制度」や法定以上の「育児短時間勤務制度」「介護短時間勤務制度」（代替制度あり）を導入した事業者に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています（詳細は下欄参照）。

北本理香さん
子どもが4人いるので、急な発熱や学校行事、病院への付き添いなど、どうしても抜けなければ

従業員の声

今後、スタッフも安心して長く働ける職場を目指し、制度の活用や新たな取り組みを続けていきます。また、地域の子育て世代や高齢者も気軽に集える「地域食堂」の運営を通じて、世代を超えた交流や支え合いの場を広げていきます。

「今後の取り組み」

病気や学校行事、送り迎えなど、日常のさまざまな場面でも柔軟に休暇を取得できるようにしました。特に小学生の子どもを持つスタッフは、下校時間が早い日や急な体調不良にも対応しやすくなり、「安心して働ける」「会社全体で子育てを支えてもらっている」という雰囲気生まれています。また、限られた時間で効率よく業務を進める意識が高まり、スタッフ同士が協力し合う体制も強化されました。

ばならない時があります。時間単位で有給休暇を使えるようになり、子育てと仕事を無理なく両立できるようになりました。職場の理解や柔軟な対応のおかげで、安心して働き続けることができます。



シフトを相談する北本さん

株式会社ひとつぶのうた

住所：江津市後地町 2398
労働者数：5人（パート含む）
事業内容：飲食業、宿泊業
活用制度：子育て世代の時間単位の有給休暇制度

※R6年度は「子育てしやすい職場づくり奨励金」

「就業規則」を見直して、子育てや介護と仕事を両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育て・介護と両立しやすい職場づくり奨励金

労働者が子育てや介護と仕事を両立し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

奨励金 **10万円** | 上限額 **20万円**
[1制度導入]

※1事業所につき右記支給要件のA～ウそれぞれ1回限りの申請となります。
(イ・ウはどちらか一方の制度のみの申請)

支給要件 常勤労働者数50人未満の島根県内の事業所（本支店、営業所等）

次のA～ウの制度を新たに導入し、一定の利用実績があること

- A 時間単位の年次有給休暇制度**
(対象) 18歳までの子どもがいる労働者、介護をしている労働者
 - イ 育児短時間勤務制度**
(対象) 小学生の子どもがいる労働者
 - ウ 介護短時間勤務制度**
(連続する4年以上の期間に2回以上利用できる制度)
(対象) 介護をしている労働者
- イ・ウについては、フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げも対象



出産後職場復帰奨励金



労働者が出産後も離職することなく、育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

労働者数等に応じて
奨励金 **10万円・20万円**

対象事業者 島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または | 松江商工会議所 | 島根県商工会連合会本所 | 島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0852-25-2556 | TEL 0852-21-0651 | TEL 0855-22-3590